

平成 2 2 年第 5 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 2 年 9 月 1 0 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

議案審議 (質疑～討論～表決)

- 第 1 議案第 5 5 号 財産の取得について
 - 第 2 議案第 5 6 号 美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについて
 - 第 3 議案第 5 7 号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定
について
 - 第 4 議案第 5 8 号 美郷町公共施設整備基金条例の制定について
 - 第 5 議案第 5 9 号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について
 - 第 6 議案第 6 0 号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
 - 第 7 議案第 6 1 号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改
正について
 - 第 8 議案第 6 2 号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の一部改正について
 - 第 9 議案第 6 3 号 美郷町企業誘致条例の一部改正について
 - 第 1 0 議案第 6 4 号 指定管理者の指定について
 - 第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度美郷町一般会計補正予算第 3 号
 - 第 1 2 議案第 6 6 号 平成 2 2 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
 - 第 1 3 議案第 6 7 号 平成 2 2 年度美郷町老人保健特別会計補正予算第 1 号
 - 第 1 4 議案第 6 8 号 平成 2 2 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号
 - 第 1 5 議案第 6 9 号 平成 2 2 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2 号
 - 第 1 6 議案第 7 0 号 平成 2 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号
 - 第 1 7 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号
- 付託請願等審議 (委員長報告 質疑～討論～表決)
- 第 1 8 陳情第 5 号 司法修習生の給費制の存続を求める陳情

追加議案

追加第1 議員派遣について

追加第2 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	鈴木隆君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	深澤克太郎君	商工観光交流課長	池田茂基君
建設課長	照井智則君	農業委員会 会長	渡邊調君
農業委員会 事務局 長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	小林宏和君	幼児教育課長	泉谷隆雄君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班 兼議事班 長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第55号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第55号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） この運搬車ですけれども、どこに配置するのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

10分団から14分団で、仙南地域でございます。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 今後もこのような計画で順次配備していくのか、もう十分なのか、そこら辺をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

今回更新します5台は、平成7年から8年に導入した車を更新するものでございます。今後、23年度でございますが、1分団から3分団。これは、千畑地域になりますけれども、この3台を導入したいというふうに考えております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第55号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 財産の取得については、原案のとおり決しました。

◎議案第56号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第56号 美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第56号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについては、原案のとおり決しました。

◎議案第57号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第57号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第57号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第57号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第58号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第58号 美郷町公共施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 美郷町公共施設整備基金条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第59号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第59号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第59号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第59号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第60号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第60号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第60号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり

決しました。

◎議案第61号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第61号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第61号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第61号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第62号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第62号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第62号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第63号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第63号 美郷町企業誘致条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第63号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 美郷町企業誘致条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第64号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第64号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第64号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第64号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第65号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第65号 平成22年度美郷町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 122ページ。13款国庫支出金の国庫補助金についてですが、民生費です。

地域介護福祉空間整備等施設整備交付金ということで、グループホームのスプリンクラーという説明でありましたけれども、この補助金というのは、初めてのものか、今までもこういうものがあるのかどうかということと、それから、グループホームは1カ所だけではなくて町内に何カ所かあると思うんですが、全部のグループホームに順次こういうものを作って行くのかどうか、そこを伺います。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） ご説明いたします。

実は、平成21年に消防法の施行令が改正されてございます。グループホームにつきましては、それまで1,000平米以上という規定が、275平米以上の施設はつけなさいというふうに改正になってございます。それを受けまして今回の補正でございます。この補助金はもっと幅の広い補助金でありまして、その中にそのスプリンクラーの設置もついたというようなことでございます。

それから、町内に何カ所ありますかというご質問でありました。町内にグループホームは8施設ございます。ただ、この消防法施行令に該当する施設は、もう1カ所でございます。300平米でした。この施設につきましても、23年度中に設置できるよう指導もいたしておるところでございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。ほかに。

15番、熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 129ページの商工費の1項2目商工振興費のプレミアムつき商品券発行事業についてお伺いいたします。

この商品券は昨年も発行されましたけれども、町民の中には、普通の商品券と同じような感じで、使用期限があるのを知らないでいったというような話を聞きました。それで、使用期限が切れたのは無効になるものでしょうか。

その点等の周知がやはり必要ではないかなという感じがするわけですが、それらの点をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 期間については、残念ながら無効になるものでございます。

また、周知については、やはりそのような議員ご指摘の事例が報告されておりますので、十分な周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 無効になるとすれば、あとは使えないということですか。

それと、販売したその使われない金額といいますか、お金は、発行元の商工会等の収益になるような仕組みになっておるのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 商工会というよりも実施主体の振興会のもとに入るといふことになります。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。

7番、吉野 久君。

○7番（吉野 久君） このプレミアム商品券事業についてお伺いいたしますけれども、まずこの事業は前に定額給付金事業に合わせての補助だったと記憶しております。今回この時期に商工会がこのプレミアム商品券を発行する目的と、それに対する補助の考え方についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） プレミアムつき商品券をもって消費者の方々を通じて、町内の経済活性化を図る、町内での消費、町内での販売、こういったもの、いわゆる地販地消が大いに推進されるという意味合いでの発行事業であります。

○議長（高橋 猛君） 吉野 久君。

○7番（吉野 久君） 今非常に地域経済が悪化しておりまして、商工業者は非常に苦しんでおります。その意味では非常に大切な事業かなとは考えておりますけれども、ただ、前回継続発行するためには、まず商工会の加入商店または加入商工業の増加を図るべきだと。全商工業者が商工会に入っているわけではないという点で、まずその増加を図るべきであるという点と、また、この取扱店が全商工会員が取り扱っているわけではなく、一部の商工会員店に限るので、その取扱店数もふやしていくべきだと指摘されておりますけれども、その点につきましては改善されているでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 現在の振興会、いわゆるこの商品券の事業の振興会に加入している団体は176事業所でございます。この176事業所については、前年度と申しますか、前々年度と申しますか、20年度ですね、ここから比べますと約25事業所ほど増加しております。

このような状況を踏まえまして、今回のこの補助に当たって振興会の方との事情を詳しく聞いたところですが、振興会の方でも議員ご指摘のような、やはり全体の動きへというような部分においても努力しなければいけないという点については十分承知しておりまして、その補助計画の中には、やはり加入店、商工会との関係ですけれども、やはりこの事業に加入して事業を推進していくにふさわしいような業種の事業については、加入促進に努めていくと。そこにも十分な努力を行っていくというような姿勢が見られました。また、そういうような発言もありましたので、この部分については、これからの振興会あるいは商工会の努力を期待するところでありますし、期待できるものと考えております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。ほかに。

16番、飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） 131ページの学校管理費でございますけれども、六郷中学校の体育館の消防設備でございますけれども、これ、多分2回ほど誤作動しているのではないかなと思っております。1回目の誤作動のときは、町民の方々も何気なく思っておりましたけれども、2回も誤作動して、やはり、これは1回目のときにこういう形で整備をするべきではなかったのかなということと、それから、この点についてやはり朝すこぶる早くサイレンを鳴らされて、町民の方々が「どこだべ」というような状態でございましたけれども、これはやはり町民の方々におわびを周知するべきではないかなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 学務課長。

○学務課長（辻 一志君） ただいまの飛澤議員のご質問にお答えします。

速やかに昨年のうちに4基とも交換すればというお話ですけれども、確かにご指摘のとおりかと思えます。ただ、4基の状態を見ますと、残りの3基についてはまだ機能としては大丈夫というようなメーカーの話でございましたので、1基だけ完全に作動しないものについて交換した次第でございます。

ただ、1年経過してみても、やはり機器の劣化が進んでいて、実際は3基とも今はやはり全部交換する必要があるという指摘を受けまして交換することにした次第です。これで二度と誤作動が生じないように思っているところです。

町民の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしたと思っておりますけれども、幸い実際の火事ではないということでご勘弁いただければ幸いかと思っております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 農林水産費について関連質問でお尋ね申し上げますけれども、先般、ここの米の仮渡金の収穫業者、JAなどの9,000円という提示がございましたけれども、非常に大きい下落でありまして、この先、農家にとっては大変な年度末が控えているということで、こういう事態、まあ、まだいろいろな情報が定かではない部分がありますけれども、このことについて町として、今現在どのような気持ちを持っておられるのか、今現時点のお気持ちをお聞かせ願えればと思います。

○議長（高橋 猛君） ちょっと拡大解釈です。

○13番（深澤 均君） そうですか。はい、失礼しました。

○議長（高橋 猛君） 議題を中心に何とかお願いしたいと思います。

○13番（深澤 均君） わかりました。

○議長（高橋 猛君） ほかにありませんか。4番、武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 私もちょうと外れるかもしれませんが。雇用対策費になると思います。もちろん関連ですけれども。

けさ、ここに来たら、住民と議会との懇談会の回答書、大変よく書かれた中で、この小規模事業所登録制度、それを使いたいけれども、ある人がほとんどまとめてしまって、我々のところまで来ないというようなことを言われている場面に、こういう懇談会をやるたびに出てくるわけで

すけれども、大体答えは書かれておりますので、それはそれとして。

それで、実はそういう中でもやはり住宅リフォームのことで左官屋さんとか大工さんから「なぜ町ではやっていないのか」ということも言われて、この答えには出ておりませんし、もちろんその場で答えてきました。「うちの町では、よその方ではやっているかもしれないけれども、それと似たような、別の形で、町独自でいろいろやっているから、何とかご理解願いたい」とは言っ
てはきましたけれども、しかしながら、泉議員も2回か3回ほど取り上げて一般質問などを行った、当時やったあたりは秋田県でも自治体半分ぐらいだったけれども、今は3分の2きたと。やらないところが指折り数えてわずかになってしまったということで、県でも補助金を出して、やはり経済効果が高いとこういう形でいるわけで、やはりそういう中で、ちょっと離れた質問と言われるかもしれませんが、やはり中小企業の方は大変厳しい中がございますので、何とかひとつ課長でも町長でもどういう考えか、そこあたりを聞いておきたいと思えます。

○議長（高橋 猛君） 武藤議員、どの部分についてのあれなんですか。

○4番（武藤 威君） 住宅リフォームが県でも補助金を……。

○議長（高橋 猛君） 今回は、それは案件としては載っておりませんが。議案にはないんですけれども。

○4番（武藤 威君） いや、関連としてです。

○議長（高橋 猛君） 暫時休憩します。

（午前10時26分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時27分）

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第65号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第65号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第65号 平成22年度美郷町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎議案第66号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第12、議案第66号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第66号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第66号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第66号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第67号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 次に、日程第13、議案第67号 平成22年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第67号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第67号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第67号 平成22年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

◎議案第68号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第14、議案第68号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第68号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第68号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第68号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第15、議案第69号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2

号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第69号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第69号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第69号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第70号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第16、議案第70号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第70号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第71号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第71号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第71号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第71号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

◎陳情第5号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第18、陳情第5号 司法修習生の給費制の存続を求める陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、熊谷隆一君、登壇願います。

（総務常任委員長 熊谷隆一君 登壇）

○総務常任委員長（熊谷隆一君） 委員会報告をいたします。

9月6日の本会議におきまして、当委員会に審査を付託されました陳情第5号 司法修習生の給費制の存続を求める陳情書についての審査経過と結果をご報告いたします。

9月7日、委員6名が出席し、総務常任委員会を開催して、慎重に審査いたしました。

司法修習生の実態について、社会全体で司法修習生を支え、公平な法曹人を育成すべきという

意見と、法律改正された貸与制が現実の社会では常識的だなどの意見がありました。

採決を行った結果、不採択とするもの2名、趣旨採択とするもの3名となり、趣旨採択と決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

4番、武藤 威君。

○4番（武藤 威君） けさのさきがけを見てきたと思いますけれども、政府は3,000人ぐらいほしいという中で、現在、ことしは2,000人と、2,007人ですか。しかも、そのほか皆落ちたということで、5年間に3回しか試験を受けることができない、チャンスがないと。3回落ちればあと資格なしという形で大変かわいそうだし、しかも政府が3,000人というのに2,000人しかいない。そういう中で私が言いたいのは、法曹関係ですけれども、自腹で金のない人と自腹で歩いている弁護士も結構おるわけです。それから、学費ですか。それを払うために借金を抱えて卒業すると。しかもこれを卒業してもまた学校に入らなければならないと、しかもアルバイトもできないという大変厳しいという中で、我々を守ってくれる検察官や弁護士やその他ですけれども、そういう中で、趣旨採択ということはあんまりむごい答えではないかなということで、私はこれはぜひとも採択していただきたいという立場から委員長の報告に反対の立場で討論します。（「討論はまだです」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 今は質疑ですが。委員長に対する質疑はよろしいですか。（「はい」の声あり）はい。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

それでは、委員長報告に対する反対討論の発言を許します。

4番、武藤 威君。登壇願います。

（4番 武藤 威君 登壇）

○4番（武藤 威君） 4番、武藤です。

裁判官や検察官、弁護士を目指す人たちは、司法試験に合格したとってすぐに現場に出られるわけではないわけで、今度は1年間の司法修習生として研修を受ける必要があるということです。そういう中で、先ほども言いましたけれども、アルバイトは絶対だめだと。修習に専念するために国が20万円ほど補助してきたけれども、それも今度はやめるという形の中で、国が3,000人ぐらいほしいというのに2千何ぼに減ってしまったと。これがだんだんにそういう人たちが少なくなってきたと。やはりこのままではできないわけで、やはり地方議会もそれなりにそういう応援とでもいいですか、そういう形でいかなければならないのではないかとということです。

ですから、日弁連の調査では、修習生の53%が奨学金返還などの借金を抱えて、平均318万円に上るといふことなようでございます。給費制が廃止され、経済的負担がふえれば、ますますこの弁護士等の志望者が減ることになりかねないと思うわけです。陳情理由の1にもあるように、公平、平等という司法修習の理念が損なわれることのないように、また経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないように給費制は存続すべきだと考えます。ぜひこれは採択して国に意見を上げるべきだと考えますので、委員長報告に反対の意見です。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

暫時休憩します。

（午前10時40分）

○議長（高橋 猛君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時44分）

○議長（高橋 猛君） 陳情第5号について、これより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りします。陳情第5号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋 猛君） 2名。はい、よろしいです。

次に、陳情第5号を委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋 猛君） 起立多数と認めます。

よって、陳情第5号 司法修習生の給費制の存続を求める陳情については、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時45分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時46分）

○議長（高橋 猛君） ただいま配付しました追加日程のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時47分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時48分）

◎議員派遣について

○議長（高橋 猛君） 追加日程第1、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（高橋 猛君） 追加日程第2、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、議会広報特別委員長より、調査中の事件等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申

し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全部終了しました。

会議を閉じます。

これもちまして平成22年第5回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時49分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成22年9月10日

美郷町議会議長 高橋 猛

署名議員 中村 美智男

署名議員 熊谷 良夫

署名議員 伊藤 福章